アート作品の活用・保全に向けた中間報告

令和６年１月

目次

Ⅰ　現状と評価　～大阪府の美術作品の活用と保全の状況～2

Ⅱ　課題3

Ⅲ　活用・保全に向けて4

Ⅳ　継続的な実施体制5

Ⅴ　具体的に取組むべき内容5

Ⅵ　今後の検討課題6

（意見を伺った方）7

（参考資料）8

はじめに

　大阪府では、「大阪府20世紀美術コレクション」として、絵画や写真、彫刻など約7,900点の美術作品を所蔵している。これらの作品は、大阪府立江之子島文化芸術創造センター(通称「enoco」)の収蔵庫に約7,000点超を保管するとともに、400点以上を府内の病院や学校、公共交通機関等に展示している。なお、鉄製等の大型立体作品等105点については、保管場所としては適切ではない咲洲庁舎地下３階駐車場に保管していた。

そこで、これら105点を含む大阪府所蔵の美術作品を、今後どのように活用・保全していくかの検討を行うにあたり、所管課(府民文化部文化・スポーツ室文化課)にて、美術の専門家等の特別顧問・特別参与から意見を聴取することとなった。

現時点で聴取した意見を、以下のとおり中間報告としてとりまとめた。

Ⅰ　現状と評価　～大阪府の美術作品の活用と保全の状況～

〇　大阪府では、1989年より、新美術館構想（美術館建設）を掲げ、関西を拠点に戦後日本の美術界で活躍した現代美術作家の作品等をはじめとする、7,885点もの現代美術作品を収集してきた。しかしながら、1996年に「大阪府行政改革大綱」により事業が凍結され、さらに、2001年に「大阪府行財政計画(案)」において同構想は廃止された。

　〇　新美術館構想（美術館建設）の凍結後、大阪府は、収集した美術作品の鑑賞機会の提供を図るべく、府有施設において美術作品を展示するとともに、民間企業等への貸出事業を実施することで、作品の積極的な展示活用に努めてきた。しかしながら、展示活用されている作品の中には、長期間の展示を経て、メンテナンスが十分に行われていなかったり、劣化等が認められたりする作品が存在している。また、展示の方法や空間の活かし方など、作品本来の良さを十分に活かしきれない環境で展示されているものもある。

　〇　作品の保管状況については、

（１）所蔵美術作品7,885点のうち、約7,000点超の絵画作品等については、現在、大阪府立江之子島文化芸術創造センターの収蔵庫において保管されており、同センターの指定管理者において、所蔵美術作品全体の管理・活用が行われている。

　　（２）一方で、鉄製等の大型立体作品等105点については、保管先が短期間のうちに何度も変更された後、2017年から、咲洲庁舎地下３階駐車場に適切ではない状態で保管されていた。2023年７月24日の新聞報道を受け、大阪府は、新たな保管場所(府有施設)への移転を同年９月中に行い、一定の環境改善が図られたものの、同９月に実施した専門家の調査によると、地下駐車場等での保管に由来すると思われる劣化等が見られるとの報告があった。

〇　なお、体制面については、令和２年度以降、大阪府では現代美術に関する学芸員が不在となっており、美術作品の管理・活用に関する施策を専門的な知見をもって包括的に構築・判断する体制が十分にとられていない。

<確認した作品の状態＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 状況 | 作品の所在 | 問題点等 |
| 保管中 | 咲洲庁舎地下３階駐車場→ 府有施設 | ・地下駐車場は、保管場所として適切ではない。・移転が要因と思われる劣化(引っ越しラベルの貼付)、保管環境が要因と思われる劣化(錆の発生、埃の滞留)が見られた。・誰でも出入りできる場所であった。 |
| 展示中 | 大阪モノレール駅（万博記念公園駅、公園東口駅） | ・作品を展示すること自体はよいが、一部については展示の仕方、空間の活かし方に課題がある。・展示作品の一部には、多少の劣化（錆の発生、剥離等）が認められる。 |
| 万博記念公園 | ・自然の中に作品があって、作品の良さが生かされている。屋外であるが、展示の空間としては良い。・ただし、展示方法には課題（作品の周辺に設置されている柵が美観を損なう等）がある。・展示作品の一部に、錆の発生等の劣化が認められた。 |

Ⅱ　課題

『展示』に関して

〇　大阪府の文化施設として江之子島文化芸術創造センターがあるが、規模が小さく、常設の展示場所もごく一部に限られている。そのため、大阪府の関連施設等に働きかけ、駅や病院、企業、府有施設において、広く展示が行われてきた。

〇　貸出事業の実施等により、一定数の作品が展示されているものの、作品の魅力や貸出事業に関する情報発信は十分とはいえない。また、まだ展示できる作品が残されていると思われる。

〇　モノレールや万博記念公園等を含む外部展示については、よりよい作品展示の環境を整えることが必要である。しかしながら、作品の清掃や、維持管理が必ずしも十分ではない。また、作品本来の良さを活かす環境にあるとはいえない（柵が美観を損ねる問題等）。

『保管』に関して

〇　主に絵画をはじめとする多くの作品については、2012年の大阪府立江之子島文化芸術創造センターの設置を機に、収蔵庫での保管がなされた。しかし、一部の作品については、適切な環境の下で保管できていなかった。

〇　咲洲庁舎地下駐車場に保管されていた作品は、これまで「民間倉庫」「大阪府旧職員会館」「大阪府咲洲庁舎２階及び10階」と、保管場所が何度も変更されるなど、その場しのぎの対応となっていた。現在の保管場所についても、暫定的な保管場所であり、その後の保管場所（移転先）が決定していない。

『維持管理』に関して

〇　積極的な展示・活用を図るためには、美術作品を常に適正な状態で保つ維持管理が不可欠である。特に展示作品の劣化等が確認された場合には、展示替えや修復が求められるが、そのような保管・維持管理にかかる予算が確保されていない。

〇　本来、2001年に新美術館構想（美術館建設）を廃止した際に、収集した美術作品をどのように展示・保管・維持管理していくかの、長期的な方針を定めるべきであったが、それを怠っていたため、中長期的な保全・活用などの方針に則った管理体制が構築されていない。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 問題点等 |
| 展示 | ・一部の作品については、修復等が必要な状態にあるにもかかわらず、行われていない。・周辺環境と調和がとれた展示が行われていない作品がある。・作品の魅力や貸出事業に関する情報発信が十分とはいえず、展示中の作品数は横ばいを続けている。 |
| 保管 | ・大阪府立江之子島文化芸術創造センターに保管できなかった大型立体作品等について、長期に渡って安定的に保管できる場所が確保されていない。 |
| 維持管理(・活用) | ・令和２年度以降、美術作品の管理について専門的に調査・研究を行う大阪府の学芸員は不在となっており、美術作品の管理・活用に関する施策を構築・判断する体制が不十分な状態にある。※なお、現在は大阪府立江之子島文化芸術創造センターの指定管理者が学芸員を配置し、美術作品の管理・活用を実施している。 |

Ⅲ　活用・保全に向けて

府民の貴重な財産である所蔵美術作品を、適切に活用・保全することは、所有者である大阪府の責務であり、今後の活用・保全に向けては、以下の項目に適切に対応することが重要である。

『展示』に関して

〇　美術作品の更なる鑑賞機会の提供を図るため、各地の美術館における展示に加え、府内各市町村等の公共施設や鉄道等の交通関連施設、民間企業の施設等、日常的に利用者が多い施設における活用を検討すること。

〇　展示に関しては、府内の大学などの教育機関や集客施設、観光関連施設における展示など、より幅広い場所での展示の可能性を検討すべきである。

〇　美術作品の価値や魅力を十分に伝えられるよう、専門家の参画を得て、よりよい展示空間と展示方法を検討する必要がある。

〇　今後、美術作品を公共空間で展示するにあたっては、大阪全体の都市魅力の向上、また　　都市政策等の観点から大阪市（(地独)大阪市博物館機構を含む）の意見も参考にするべきである。

『保管』に関して

〇　咲洲庁舎地下駐車場に保管されていた作品について、暫定的な保管場所へ移管したところであるが、今後、安定して保管できる場所を確保すること。

『維持管理』に関して

〇　作品の保管・維持管理を行うため、作品の状態を把握し、修復等が必要なものは修復等を行うこと。また、屋外で展示している作品については、状態を調査し、必要に応じて、屋外展示に適した作品との入れ替えを検討すること。

〇　本報告を踏まえた、中長期的な美術作品の活用・保存方針を策定すること。

その他

〇　所蔵している美術作品の積極的な展示・活用を図り、府民等に対して、現代美術作品の鑑賞機会を確保するため、展示・保管・維持管理に関する予算を十分に確保すること。

〇　活用・保全に関する今後の取組みについては、広く周知すること。

〇　大阪府が展示活用を進めるにあたっては、輸送費や保険料等の費用を大阪府が負担することについて、目的と効果を確認しつつ検討を行うこと。

Ⅳ　継続的な実施体制の構築

〇　継続的に美術作品の適正な展示・保管・維持管理方針の策定等を担うことができる学芸員を適切に配置するなど、大阪府が美術作品を継続的に管理する実施体制を構築すること。

Ⅴ　具体的に取組むべき内容

〇　令和６年度末までに実施すべきこと

展示中の作品のうち劣化が認められるものの修復、保管中であってもただちに修復が必要な作品の修復、展示場所の拡大に向けた取組み等については、速やかに実施するべきである。実施にあたっては、修復の専門家など、美術に関する専門的知識を有する人材の意見を取り入れること。

また、美術作品を継続的に管理する実施体制の構築について、検討を行うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 予算を確保して令和６年度末までに実施すべきこと |
| 展示 | ・展示中の美術作品について、作品の良さを活かす環境となるよう、改善を図ること。・新たな展示に向けた展示場所の確保と展示に際し、必要となる修復等の実施。・作品の価値等、美術作品の魅力を発信するとともに、新たな展示場所での設置を進めていることなど、大阪府の取組みを広報すること。 |
| 保管 | ・咲洲庁舎地下３階に保管されていた作品について、現在の暫定的な保管場所に代わる、安定して作品を保管できる場所の確保。 |
| 維持管理 | ・中長期的な美術作品の修復計画の策定。・展示中の作品のうち劣化が認められるものの修復、保管中であってもただちに修復が必要な作品の修復等。・咲洲庁舎地下３階に保管されていた美術作品にかかる、より詳細な管理個票の作成。 |

〇　令和７年度以降、継続して実施すべきこと

下記を行うため、毎年度、修復や環境整備にかかる予算を一定額、確保すること。

　（１）指定管理者が令和４年度から令和８年度までに実施している状態確認において修復が必要とされた作品については、現在、展示をしていない作品であっても計画的に修復を行う。

（２）作品を展示している環境に新たな整備が必要となった際に迅速に対応する。

Ⅵ　今後の検討課題

○　美術作品を継続的に管理していく実施体制をどのように整えるべきか。

○　美術作品の管理にかかる人材確保をどのように進めていくべきか。

* 最終報告は令和５年度中に取りまとめる。

意見を伺った方

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 所属・役職 |
| 山梨 俊夫 （特別参与） | 美術史家前国立国際美術館 館長地方独立行政法人大阪市博物館機構 理事一般社団法人全国美術館会議 事務局長 |
| 鷲田 めるろ （特別参与） | 十和田市現代美術館 館長　東京藝術大学 准教授 |
| 木ノ下 智恵子（特別参与） | 大阪大学21世紀懐徳堂 准教授大阪府立江之子島文化芸術創造センター指定管理者評価委員会 委員長 |
| 上山 信一 （特別顧問） | 公益財団法人愛知県文化振興事業団 理事公益財団法人日本博物館協会 評議員慶應義塾大学 名誉教授 |

参考資料

参考資料１　管理作品の一覧

参考資料２　専門家による調査結果(概要)

参考資料３　大阪府所蔵美術作品(大阪府20世紀美術コレクション)について

 　　 ・コレクション収集の経緯：大阪府所蔵美術作品(大阪府20世紀美術コレクション)について

・コレクション収集の経緯：作品の収集から活用まで（美術館構想）

・コレクションの活用：貸出展示の実績

・コレクションの保管：大型作品の保管場所

・大阪府20世紀美術コレクションの内訳

参考資料４　大阪府20世紀美術コレクションの内訳

参考資料５　大阪府20世紀美術コレクション全作品概要(コレクションテーマ別／作家別)

参考資料６　大阪府20世紀美術コレクション展示先一覧

参考資料７　学芸員の配置状況

参考資料８　大阪府所蔵美術作品貸出規程